

青森市低炭素建築物新築等計画認定等実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成 24 年政令第 286 号。以下「令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、低炭素建築物新築等計画の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語は、法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）において使用する用語の例による。

(認定申請書の添付図書)

第 3 条 施行規則第 41 条第 1 項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 登録住宅性能評価機関若しくは指定確認検査機関（以下「審査機関」という）の技術的審査を受けない場合にあつては、設計内容説明書（様式第 1 号）
 - 二 審査機関の技術的審査を受けた場合にあつては、審査機関が交付する適合証及び技術的審査を受けた設計内容説明書の写し
 - 三 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む場合にあつては、当該住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
 - 四 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む場合にあつては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
 - 五 登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けた場合にあつては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書の写し
- 2 法 54 条第 2 項の規定（法 54 条第 4 項の規定により準用する場合を含む。）により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出を行う場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、任意の構造計算適合性判定通知書又はその写しを提出しなければならない。

(所管行政庁が不要と認める図書)

第4条 施行規則第41条第3項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 第3条第2号に掲げる適合証を添付する場合にあっては、各種計算書
- 二 次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、当該図書
- イ 第3条第3号に掲げる住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- ロ 第3条第4号に掲げる型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(認定申請の取り下げ)

第5条 法第53条第1項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請を取り下げようとするときは、取り下げ書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第6条 市長は、認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、法第54条に規定する認定基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(認定低炭素建築物新築等計画の取りやめ)

第7条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画の建築を取りやめるときは、取りやめ申出書（様式第3号）に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第8条 認定建築主は、認定低炭素建築物の建築が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式第4、5号）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、法第58条の規定による認定の取り消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書（様式第6号）により行うものとする。

(報告の徴収)

第 10 条 市長は、法第 56 条の規定により認定建築主に対し報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書（様式第 7 号）により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた認定建築主は、状況報告書（様式第 8 号）を市長に提出するものとする。

（助言及び指導）

第 11 条 法第 59 条の規定による助言及び指導は、指示書（様式第 9 号）により行うものとする。

（改善命令）

第 12 条 市長は法第 57 条の規定により認定建築主に対し改善命令をする場合は、改善命令書（様式第 10 号）により行うものとする。

（軽微な変更）

第 13 条 認定建築主は、施行規則第 44 条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式第 11 号）に変更に係る図書を添えて、市長に提出するものとする。

（委任）

第 14 条 この要領に定めるもののほか、低炭素建築物新築等計画の認定等の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。